

## <朝倉駅周辺整備事業 要求水準書(案)(図書館施設編)(概要版)>

### 1 総則

#### (1) 本書の位置付け

要求水準書（図書館施設編）は、要求水準のうち、図書館施設（図書館及び子育て支援施設を総称したものをいう）に特記する事項について規定するものであり、別葉の要求水準書（共通編）（以下単に「共通編」という）と一体をなすものである。

### 2 図書館施設の設計に関する要求水準

#### (1) 施設の位置付け等

##### ア 図書館の位置付け等

図書館は、現行の知多市立中央図書館の老朽化、図書館に対する市民ニーズの多様化等の課題に対応するため、その機能を移転、継承するものであり、知多市の図書館機能の中核として統括的な役割を持つものである。また、朝倉駅周辺整備事業における北街区への導入機能のひとつとして、駅周辺のにぎわいの創出に寄与する役割も担っている。なお、現行の中央図書館は、図書館の開業に伴い閉館する予定である（今後の活用は未定）。

##### イ 子育て支援施設（機能）の位置付け等

市は、市の玄関口である朝倉駅周辺地域を、にぎわいの交流拠点として、魅力あるまちとするため同地域を整備する計画を進めており、これにあわせて北街区に新設される図書館に新子育て支援施設を併設する。

図書館に併設する理由は、にぎわいの交流拠点として、それぞれ相乗効果が見込めること、また、トイレや授乳室等を共用することで整備コストを抑えることを想定しており、図書館に併設する意として、図書館内の児童書スペースに隣接、もしくは内包されることを基本とするため、図書館と一体的に整備する（イメージとして図書館のスペースの1つ）ものとする。機能として、屋内型あそび広場と一時預かり事業の2事業を行うために必要な施設の整備を要求する。

#### (2) 整備対象施設概要

##### ア 敷地条件(抜粋)

建設予定地	知多市緑町1-1他
街区面積	約 53,648 m <sup>2</sup>
現況宅地面積	約 34,306 m <sup>2</sup>

### イ 施設規模

延床面積	概ね 3,250 m <sup>2</sup> （併設する子育て支援施設 250 m <sup>2</sup> 程度を含む。） ※ 原則として、上記規模の+10%以内で提案すること。
蔵書	収容能力 30 万冊程度（開架・閉架割合は概ね 4 : 6 とする。）

### ウ 施設構成

区分		諸室・エリア
図書館	利用者ゾーン	エントランスロビー
		飲食スペース
		個人学習スペース
		グループ活動室
		多目的活動室
		一般書スペース(開架スペース、閲覧スペース)
		パソコンコーナー
		参考資料スペース(開架スペース、閲覧スペース)
		児童書スペース(開架スペース、閲覧スペース)
		お話室
		ブラウジングコーナー
		AVコーナー
		予約本受取コーナー
		対面朗読室
授乳室		
トイレ（一般用及び幼児用）		
利用者・管理ゾーン	受付カウンター	
	レファレンスカウンター	
管理ゾーン	事務室、作業スペース、搬入スペース	
	貴重資料室	
	閉架書庫※一部を準閉架書庫とすることも可。	
	倉庫、設備スペース	
子育て支援	屋内型あそび広場 ※0歳～6歳児（いわゆる未就学児）を対象にした室内型で、子どもがその保護者の監督のもとで遊ぶことができるスペース	
	一時預かり施設 ※併設する図書館、商業施設利用者や、その他、一時的に子どもを保育できない保護者にかわり1時間単位（最大1日）で子どもを預かるスペース	

## エ 運営方法

区分	開館時間	休館日
図書館	9:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週月曜日（祝日の場合は開館）</li> <li>館内整理日（毎月末日）</li> <li>年末年始（12月29日～1月3日）</li> <li>特別整理期間（12日以内）</li> </ul>
子育て支援施設	9:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館の休館日に準じる。</li> </ul>

## (3) 設計において要求する施設性能等

### ア 建築計画の要求水準(抜粋)

施設外観デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝倉駅周辺の公共施設としてふさわしい意匠性を備えたものとする。</li> <li>にぎわいの創出に寄与する施設として、多くの人が入りたいと感じられ、個性がありながらも親しみやすく、周辺景観に調和するデザインとすること。</li> </ul>
施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝倉駅利用者の利用しやすさに配慮した施設配置とし、駅からのアクセス動線を適切に確保するとともに、朝倉駅側が施設の裏側にならないよう配置すること。</li> <li>民間収益事業における商業施設と一体的ににぎわいを創出する施設として、商業施設との相互の動線を適切に確保すること。また、駐車場（商業施設と共用）及び駐輪場からの動線を適切に確保すること。</li> </ul>

### イ 構造計画の要求水準(抜粋)

図書館施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）」及び「建築構造設計基準及び参考資料（建設大臣官房官庁営繕部監修）」に基づき、次のとおりとすること。

構造体の耐震安全性	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
非構造部材の耐震安全性	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。
設備の耐震安全性	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

## ウ 設備計画の要求水準(抜粋)

非常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安用として、停電時の情報システムのバックアップ及び施設の最低限の機能維持に必要な照明、動力等の負荷に対して72時間の電力供給が可能な計画とすること。</li> </ul>
無線LAN (Wi-Fi)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全館で利用者がノートPC等持込み機器によりインターネットを利用できるように、図書館運営主体による整備を予定している無線LAN (Wi-Fi) 機器の設置に必要な配管を行うこと。</li> </ul>
ITV設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の主要出入口、共用部、外構その他防犯上、利用者の安全確保上必要な箇所に防犯カメラを設置すること。</li> <li>必要な箇所に、BDSと連携したカメラを設置し、BDSによる不正持出しの警報等に対応して、状況が監視可能なものとする。</li> <li>防犯カメラの制御機器は事務室に設置し、適切に監視可能なモニター設備及びレコーダー設備を設置すること。</li> </ul>
機械警備設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館施設全体に対応する機械警備設備を設置すること。</li> </ul>
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲリラ豪雨等の発生可能性に配慮し、突発的に雨水が増加した場合に図書等資料の汚損・毀損が生じないように、雨水排水は適切な余力を見込んだ計画とすること。</li> </ul>

### エ 外構計画の要求水準(抜粋)

- 適宜、植栽を設置し、「緑園都市」としての知多市の図書館としてふさわしい外構とすること。また、既存の樹木は可能な範囲で残すこと。
- 屋外閲覧テラスの設置等により、自然を感じながら読書ができる環境を実現すること。

### オ 駐車場・駐輪場計画の要求水準(抜粋)

- 駐車場は、民間収益事業の商業施設の駐車場内に、図書館用として、100台の計画を予定している。
- 駐輪場は、民間収益事業の商業施設の駐輪場内に、図書館用として、現行の中央図書館の台数（250台）と同程度の台数の計画を予定している。
- 詳細については、事業者選定後、民間収益事業の決定事業者と協議・調整のうえ、決定すること。

カ 施設計画(諸室)  
(7) 図書館(抜粋)

諸室	要求水準
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>開架書架の収容能力は11万部程度を確保すること。</li> <li>仕切りの少ない開放的な施設空間になるよう配慮すること。</li> <li>明るさや温かみを感じられる内観デザインを基本とすること。</li> <li>利用者ゾーンの室は、熱負荷や直射光の影響等に配慮しながら、適度に自然光を採り入れ、明るい空間とすること。</li> <li>外部の自然を見ながら閲覧できる空間とし、適宜ソファ等のくつろげる閲覧席を設置すること。</li> <li>必要に応じて、屋外閲覧テラスを設置する等、利用者が長時間滞在したくなるような空間を実現すること。</li> <li>多世代の利用者を想定し、初めて訪れる人にとってもわかりやすく、迷いにくい空間とすること。</li> <li>書架間の通路幅は1.3m以上とし、接架している人の後ろをブックトラック、ベビーカー、車いすが通行できる幅員を確保すること。</li> <li>書架の分類表示は、誰もがわかりやすいよう、文字の大きさや色に配慮し、視認性の高いものとすること。</li> </ul>
飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>エントランスロビーと一体的に、持ち込みの飲食が可能な空間としてBDS内に設置すること。</li> <li>利用者の休憩場所としての役割に加えて、にぎわいを創出する空間として、館外からも出入りしやすいよう配置すること。</li> <li>図書館運営主体による事業実施を可能にするため、設備の配管配線等を確保すること。</li> <li>30席以上を計画すること。席は窮屈な配置とせず、ゆとりを感じられる計画とすること。</li> </ul>
グループ活動室	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館協力団体の活動、各種の講座・講習会等に対応するスペースとして、3室(20㎡程度/室)を設置すること。</li> <li>移動間仕切り等により、3室の一体利用も可能な計画とすること。当該間仕切りは相応の遮音性能のある仕様とすること。</li> </ul>
多目的活動室	<ul style="list-style-type: none"> <li>映画会や、プレゼンテーションソフトを用いた講座を開催できる空間として設置すること。</li> <li>席は可動椅子を計画し、100席程度の室とすること。</li> </ul>
個人学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>30席以上を確保すること。</li> <li>個々の席に相応の高さのあるパーティションを設置すること。</li> <li>すべての席に電源コンセントを設置すること。</li> <li>常時安定した無線LAN(Wi-Fi)接続環境を確保するための配管等を行うこと。</li> </ul>

一般書スペース	開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>多世代の利用者に配慮するため、原則として書架の高さが低いものを選定すること(高さ上限1.5m程度以下を目安とする。ただし、収容能力とのバランスから、壁際等を部分的に高書架とすることも可とする)。</li> </ul>
	閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧席数は、参考資料スペースの閲覧席と併せて85席以上とすること。その内、一定数はソファ等のくつろぎやすい席とすること。</li> <li>40席以上は電源コンセントを設置すること。</li> <li>児童書スペースから分離した配置とする等、音に配慮し、明るい雰囲気でありながら落ち着いて閲覧できる空間とすること。</li> </ul>
パソコンコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット閲覧用パソコン席3席、蔵書検索性パソコン席4席を計画すること。</li> </ul>	
参考資料スペース	開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の歴史学者 竹内理三コーナーをはじめとした知多市の郷土資料を引き続き設置すること。</li> </ul>
	閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧席数は、一般書スペース閲覧席と併せて85席以上とすること。</li> <li>児童書スペースから分離した配置とする等、音に配慮し、静かで落ち着いた雰囲気調査・研究に専念できる空間とすること。</li> </ul>
児童書スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童書スペース及びお話し室は、子育て支援施設と一体的な利用ができるよう、配置及び動線に配慮すること。</li> <li>子どもの声や足音等が他のエリアに響きにくいよう、スペースの配置や床仕上げ材に配慮すること。</li> </ul>	
	開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>開架書架の収容能力は4.5万部程度を確保すること。</li> <li>子どもが自ら図書等資料を探し、主体的な読書が促進されるよう、書架の高さや配置、案内サイン等を計画すること。</li> </ul>
	閲覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧席は55席以上とすること。</li> </ul>
お話し室	<ul style="list-style-type: none"> <li>朗読会を実施できるスペースとして、子どもが靴を脱いで利用できる空間とすること。</li> </ul>	
予約本受取コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者自身で端末操作することにより、受付に並ぶことなく予約本を受け取れるよう、コーナーを設置すること。</li> </ul>	
対面朗読室	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面朗読サービスや、録音図書資料の作成等ができる、施錠可能な防音仕様の室を2室設置すること。</li> </ul>	

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的トイレ1箇所以上を含む一般用トイレを設置し、それぞれにベビーチェア、ベビーベッドを併設すること。多目的トイレには、大人も利用可能なおむつ交換台、フィッティングボードを設置すること。</li> <li>幼児用トイレを児童書スペースと一体的に又は隣接させて設置すること。</li> </ul>
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童書スペースと近接して授乳室を設置すること。</li> <li>男性保護者も利用できる位置に哺乳びん洗浄及び調乳用の給湯設備を設置すること。</li> </ul>
閉架書庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物規模に限りがあるため、空間の有効活用ができる書架（集密書架など）を採用すること。なお、集密書架の場合は、電動とすること。</li> <li>一部、利用者が自由に資料を閲覧できる準閉架書庫（公開書庫）とすることも可能とする。</li> </ul>

### 3 図書館施設の維持管理・運営に関する要求水準

#### (1) 什器・備品等に関する事項

- 市が行う什器・備品の調達に関する支援を行うこと。
- 什器・備品等の適切な管理を行うこと。

#### (2) 附帯事業（飲食施設等の整備・運営業務）

- 選定事業者は、自らの提案により、本施設において、行政財産の目的外使用許可又は貸付けにより、附帯事業を行うことができるものとする。
- ただし、市は、カフェ等の飲食提供事業を別途選定する指定管理の業務内で実施する予定であるため、選定事業者は、カフェ等の提案はできないものとする。

#### (イ) 子育て支援施設

諸室	要求水準				
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内型あそび広場と一時預かり施設は隣り合わせに配置し、連携できるように配慮するとともに、児童書スペースに隣接して整備すること。</li> <li>児童図書スペースに隣接するため、遮音性能のある壁を設置するなど、他の図書館利用者の利用の妨げとならないよう配慮すること。</li> </ul>				
屋内型あそび広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積は200㎡程度とし、次の要求水準を満たすこと。</li> <li>① 乳幼児の安全に配慮するため、壁面の腰部はクッション張り等に、上部は外部から内部が確認できるようにするとともに、床材もクッション性のあるものとする。</li> <li>② 図書館の床面と段差を設けず、靴を脱いで使用する施設とし、出入口の横に50足程度の靴箱、ならびに、ベビーカー置き場、5台分程度を確保すること。</li> <li>③ 幼児用のボルダリングを設置するとともに、バルーン遊具を導入予定のため、同遊具を楽しめる空間の配置を考慮すること。</li> </ul>				
一時預かり施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積は50㎡程度とし、次の要求水準を満たすこと。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">託児スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 33㎡確保すること。</li> <li>② 床材はあそび広場同様のものを使用するとともにロッカーを設置すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事務室スペース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調乳等ができるミニキッチンを設置すること。</li> <li>② あそび広場利用者の受付用カウンターを設置すること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	託児スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 33㎡確保すること。</li> <li>② 床材はあそび広場同様のものを使用するとともにロッカーを設置すること。</li> </ul>	事務室スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調乳等ができるミニキッチンを設置すること。</li> <li>② あそび広場利用者の受付用カウンターを設置すること。</li> </ul>
託児スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 33㎡確保すること。</li> <li>② 床材はあそび広場同様のものを使用するとともにロッカーを設置すること。</li> </ul>				
事務室スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調乳等ができるミニキッチンを設置すること。</li> <li>② あそび広場利用者の受付用カウンターを設置すること。</li> </ul>				